

株 式 取 扱 規 程

株 式 会 社 高 速

(2008.6.19 版)

第 1 章 総 則

(目的)

- 第 1 条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使については、定款に基づきこの規程に定めるところによる。ただし、実質株主に関する取扱いは、この規程のほか証券保管振替機構（以下、「機構」という。）の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

- 第 2 条 当会社の株主名簿管理人、同事務取扱場所および同取次所は次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都中央区区八重洲一丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都中央区区八重洲一丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

同 取 次 所 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
みずほインベスターズ証券株式会社
本店及び全国各支店

(株券の種類)

- 第 3 条 当社が発行する株券の種類は、100 株券、1,000 株券、10,000 株券の 3 種類とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、機構名義の株式については、その全部または一部につきその株数を表示した株券を発行することができる。
- 3 株主は、前項の株券のうち单元未満株式の数を表示した株券については、第 14 条（不所持株券の交付請求）、第 23 条（汚損または毀損による再発行）および第 24 条（株券の満欄による再発行）に規定する場合を除き、再発行を請求することができない。

(請求、届出等)

- 第 4 条 当社が株主名簿管理人に委託した事務についての請求、届出等の手続は、株主名簿管理人にするものとする。

- 2 この規程による請求、届出、申出または申請については、当社の定める書式により、これに第 15 条の規定による届出印を押捺するものとする。
- 3 前項の請求、届出、申出または申請について、を代理人により行うときは代理権を証する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証する書面を提出するものとする。

第 2 章 株主名簿への記載または記録等

(名義書換)

- 第 5 条 株式名簿への記載または記録（以下、「名義書換」という。）を請求するときは、請求書に請求者の氏名を記載した株券を添えて提出するものとする。
- 2 譲渡以外の事由により株式を取得した者が名義書換を請求するときは、請

求書および株券に添えて、取得を証する書面を提出するものとする。ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(法令に別段の定めあるときの名義書換)

第 6 条 株式の移転について、法令により別段の手続きを必要とするときは、請求書に請求者の氏名を記載した株券およびその完了を証する書面を添えて提出するものとする。

(実質株主名簿への記載等)

第 7 条 実質株主名簿への記載または記録は、機構からの実質株主に関する通知および実質株主票に基づき行う。

(実質株主票)

第 8 条 実質株主は、参加者を經由して、実質株主票を提出するものとする。

(名寄せ)

第 9 条 株主名簿に記載または記録されている株主と実質株主名簿に記載または記録されている実質株主とは、住所および氏名に基づき同一人と認められるときは、株主の権利行使に関しては、それぞれ株式数を合算するものとする。

(新株予約権原簿への記載または記録)

第 10 条 新株予約権原簿への記載または記録を請求するときは、所定の請求書を提出しなければならない。

第 3 章 質権の登録および信託財産の表示

(質権の登録または抹消)

第 11 条 株式につき質権の登録、変更または抹消を請求するときは、請求書に質権設定者および質権者が連署し、質権者の氏名を記載した株券を添えて提出するものとする。

(信託財産の表示または抹消)

第 12 条 株式につき信託財産の表示またはその抹消を請求するときは、委託者または受託者が請求書に株券を添えて提出するものとする。

第 4 章 株券不所持

(株券不所持の申出)

第 13 条 株券不所持の申出をするときは、申出書に株券を添えて提出するものとする。ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(不所持株券の交付請求)

第 14 条 株券不所持の申出をした株主が株券の発行または返還を請求するときは、その旨の請求書を提出するものとする。

第5章 諸 届

(株主等の住所、氏名および印鑑の届出)

第 15 条 株主、実質株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、その住所、氏名および印鑑を届け出るものとする。ただし、署名の慣習のある外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。

2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第 16 条 外国に居住する株主、実質株主および質権者またはその法定代理人は、前項の手續のほか、日本国内に常任代理人を選任するか、または通知を受けるべき場所を届け出るものとする。

2 常任代理人には、前条の規定を準用するものとする。

(法人株主の代表者)

第 17 条 法人である株主または実質株主は、その代表者1名を届け出るものとする。

2 前項の届出事項を変更したときは、届出書に登記事項証明書を添えて提出するものとする。

(共有株主の代表者)

第 18 条 株式を共有する株主または実質株主は、その代表者1名を定めて届け出るものとする。

2 代表者を変更したときも同様とする。

(株主名簿、実質株主名簿および株券の表示変更)

第 19 条 次に掲げる事由により株主名簿、実質株主名簿および株券の表示の変更をしようとするときは、届出書に株券およびその事実を証明する書面を添えて提出するものとする。ただし、株券が発行されていないときおよび実質株主名簿の表示の変更については、株券の提出を要しない。

(1) 改姓、改名

(2) 親権者、後見人等の法定代理人の設定、変更または解除

(3) 商号または法人名称の変更

(4) 法人組織の変更

(実質株主の諸届に関する特例)

第 20 条 実質株主が本章に定める届出を行うときは、参加者を經由しないものとする。ただし、届出印のみの変更を行うときは、参加者を經由することを要しない。

(新株予約権の届出方法)

第 21 条 新株予約権者の届出事項に変更があった場合にはその旨届け出なければならない。

第6章 株券の再発行

(分割または併合による再発行)

第 22 条 株券の分割または併合により新株券の発行を請求するときは、請求書に株券を添えて提出するものとする。

2 分割または併合による単元未満株券の発行を請求することはできない。

(汚損または毀損による再発行)

第 23 条 株券の汚損または毀損により新株券の発行を請求するときは、請求書に株券を添えて提出するものとする。ただし、株券の真偽を判別しがたいときは、第 7 章の手続によるものとする。

(株券の満欄による再発行)

第 24 条 株券の名義人欄が満欄になったときは、当社はこれを回収し、新株券を発行するものとする。

(単元未満株の自動併合)

第 25 条 名義書換のため提出された単元未満株券の組合せにより単元株式とすることができるときは、名義書換請求者の特段の意思表示がない限り単元株券に併合するものとする。

第 7 章 株券喪失登録等

(株券喪失登録の請求)

第 26 条 株券喪失登録請求者は、請求書に株券の取得の事実を証する書面および株券の喪失の事実を証する書面ならびに本人確認書類を添えて提出するものとする。

ただし、株券喪失登録請求者が、名義人であるときは、株券の喪失の事実を証明する書面のみを添えて提出するものとする。

(株券喪失登録者による抹消の申請)

第 27 条 株券喪失登録者が前条の抹消を申請するときは、申請書を提出する。

(株券所持者による抹消の申請)

第 28 条 株券喪失登録がなされた株券を所持する者が当該株券喪失登録の抹消を申請するときは、申請書に株券および本人確認書類を添えて提出するものとする。

ただし、株主または登録株式質権者による抹消の申請のときは、本人確認書類の提出を要しない。

(諸届の準用)

第 29 条 株券喪失登録者が株主または登録質権者でない場合において、株券喪失登録簿の記載または記録の変更をしようとするときは、第 2 章の規定に従い、別途名義書換の手続きを行うことを要する。

第 8 章 単元未満株式の買取

(買取請求の方法)

第 30 条 単元未満株式の買取りを請求するときは、請求書に株券を添えて第 2 条に規定する株式事務取扱場所または取次所に提出するものとする。ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

2 実質株主が前項の請求をするときは、参加者および機構を経由して行

うものとする。

(買取価格の決定)

第 31 条 買取請求株式の買取単価は、第 2 条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所または取次所において請求が到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときは、またはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

第 32 条 当社は、前条により算出された買取価格から第 34 条に規定する手数料を差し引いた額を、当社が別途定めた場合を除き、買取価格が決定した日の翌日から起算して 6 営業日以内に、買取請求を受けた場所において支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第 33 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当社に移転するものとする。

第 9 章 手数料

(手数料)

第 34 条 当社の株式取扱に関する手数料は次のとおりとする。

- (1) 第 14 条 (不所持株券の交付請求) および第 23 条 (汚損または毀損による再発行) により株券を交付する場合
株券 1 枚につき 500 円
- (2) 第 24 条 (株券喪失登録の請求) による株券喪失登録の請求
1 件につき 10,000 円
株券 1 枚につき 500 円
- (3) 第 28 条 (買取請求の方法) に基づく単元未満株式の買取りの場合
株式の売買の委託に係わる手数料相当額として別途定める金額

第 10 章 株主の権利行使

(株主提案権など株主の権利の行使方法)

第 35 条 株主は、法令に基づき、当社に対して、株主総会の招集の請求、一定の事項を株主総会の目的とすることの請求、または株主総会の目的事項である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することの請求など株主の権利を行使する場合は、書面をもって行うこととする。

2 当社が前項の請求に基づき、議案提案の理由および議案が役員選任議案

の場合の候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、その字数が400字を超えるときは、当社は、その概要を作成してこれを記載することができる。

(実施)

- 第36条 この規程は、平成4年6月23日から実施する。
- 2 平成 8年 4月 2日一部改訂。
 - 3 平成 8年 8月 2日一部改訂。
 - 4 平成11年10月 1日一部改訂。
 - 5 平成11年11月16日一部改訂。
 - 6 平成12年 4月 1日一部改訂。
 - 7 平成12年 6月21日一部改訂。
 - 8 平成12年10月 1日一部改訂。
 - 9 平成13年 8月 1日一部改訂。
 - 10 平成13年10月 1日一部改訂。
 - 11 平成13年11月26日一部改訂。
 - 12 平成14年 4月18日一部改訂。
 - 13 平成15年 6月18日一部改訂。
 - 14 平成18年6月20日一部改訂。
 - 15 平成20年6月19日一部改訂。

株式取扱規程附則

1. 第34条(3)の別途定める金額は次のとおりとする。

株式取扱規程第34条(3)に基づく金額(単元未満株式買取請求に伴う手数料)は、以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式) 第31条に定める1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき 1.150 %

100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900 %

(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる)

ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。

実施日 平成11年10月1日

以 上